

派遣先所属 岩手県県民くらしの安全課 氏名 河岸 純一

派遣期間 平成24年4月1日～平成25年3月31日

1 派遣業務の内容、現況

派遣先の岩手県県民くらしの安全課生活衛生担当では、東日本大震災により被災した水道施設の災害復旧事業の補助金申請に係る連絡調整、設計審査、指導等に関する業務を行っております。

これは東日本大震災の津波や地盤沈下などにより被災した水道施設の復旧費を、被災自治体の水道事業者が「東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費補助金交付要綱」に基づいて補助金の申請をすることから、その申請に対しての連絡調整や設計審査などを行う業務です。

震災から約1年半が経過し、水道施設については断水しているところもなく応急復旧工事についてもほぼ完了していて、今後は復興計画に対応した水道施設の復旧が必要となります。

復興計画に対応した水道施設の復旧に当たり、東日本大震災により被災した沿岸部の水道施設等に係る災害復旧事業にあつて、被災自治体の復興計画に基づく水道施設の復旧方法が確定できず早期の災害査定の実施が困難な場合に、特例として協議設計制度が設けられました。

これは、復興事業の中の土地利用計画（防災集団移転促進事業や区画整理事業など）に沿った形で水道施設の復旧が必要だが、高台移転先や高台移転する人数又は区画整理事業区域内での道路の位置などが決まらないため水道施設を復旧できない被災自治体に対し、被災した水道施設を仮に原形復旧するものとして実地査定を受けますが、復旧方法が確定されるまで事業の実施は保留され、復旧方法が確定した時点で厚生労働省と協議して保留を解除する制度です。



災害査定実施状況

今年度は、この協議設計制度による災害査定を岩手県内7市町村19水道事業で実施し、被災した水道施設の原形復旧費は約220億円と算出されました。

今後は復興事業に合わせた水道施設の整備を実施する必要があることから、復興事業の進捗状況には特に注意を払い、復興事業に水道施設整備が遅れることのないよう、被災自治体の水道事業者や岩手県の職員及び同じ派遣で来ている東京都の職員の方々と協力して業務を進めてまいります。



地震により被災した配水池

2 復旧・復興状況や被災地での見聞・感想

震災から約1年半が経過し、沿岸部では少しずつではありますが住宅や工場などが再建してきていて復興に向け進んでいる感じがあります。しかしその一方で、まだまだ仮設住宅に住んでいる方々も多く、高台移転などの復興事業においても、住民同意が得られ事業着手した地区は県内でもまだ数地区というのが現状です。



津波被害地域の現状

被災地は、これからが本格的な復興期であり、復興に向け頑張っている人がたくさんいます。
今後も少しでも多くの方々が被災地を支援していく気持ちが大事だと実感しました。
少しでも早い被災地の復興を願い、自分も被災地のために力になれるよう頑張っていきたい
と思います。